

発委第9号

沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書の提出について

地方自治法第109条第6項及び会議規則第14条第3項の規定により、上記の議案を提出します。

令和3年9月15日提出

北栄町議会総務教育常任委員会  
委員長 田中 精一

理由

戦没者の遺骨の尊厳を損なうものであり、人道上許されないため。

## 沖縄戦戦没者の遺骨等を含む土砂を埋立てに使用しないよう求める意見書

沖縄戦では一般住民を巻き込んだ悲惨な地上戦が行われ、多くの尊い命が失われた。糸満市摩文仁の平和記念公園内にある「平和の礎」には、国籍や軍人、民間人の区別なく、沖縄戦などで亡くなられた 24 万 1593 名の氏名が刻銘されている。

糸満市摩文仁を中心に広がる南部地域は、昭和 47 年の本土復帰に伴い、戦争の悲惨さや命の尊さを認識し、戦没者の霊を慰めるために、自然公園法に基づき、戦跡としては我が国唯一の「沖縄戦跡国定公園」として指定されている。同地域では、沖縄戦で犠牲を強いられた県民や命を落とされた兵士の遺骨が残されており、戦後 76 年が経過した今でも戦没者の収骨が行われている。

さきの大戦で犠牲になった人々の遺骨が入った土砂を埋立てに使用することは人道上許されない。

よって本町議会は、下記の事項が速やかに実現されることを強く要請する。

### 記

- 1 悲惨な沖縄戦の戦没者の遺骨等が混入した土砂を埋立てに使用しないこと。
- 2 日本で唯一、住民を巻き込んだ苛烈な地上戦があった沖縄の事情を鑑み、「戦没者の遺骨収集の推進に関する法律」により、日本政府が主体となって戦没者遺骨収集を実施すること。

以上、地方自治法第 99 条の規定により意見書を提出する。

令和 3 年 9 月 1 5 日

鳥取県東伯郡北栄町議会

提出先

衆議院議長	参議院議長	内閣総理大臣	外務大臣	厚生労働大臣
国土交通大臣	環境大臣	防衛大臣	沖縄及び北方対策担当大臣	